

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	3 9	担当課	自然保護課
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	15 4	許認可等の内容	指定猟法禁止区域内における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可
<p>(根拠規定) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (指定猟法禁止区域) 第十五条 環境大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる区域について、それぞれ鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法(以下「指定猟法」という。)を定め、指定猟法により鳥獣の捕獲等を行うことを禁止する区域を指定猟法禁止区域として指定することができる。 一 環境大臣にあつては、全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため必要な区域 二 都道府県知事にあつては、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため必要な当該都道府県内の区域であつて前号の区域以外の区域 2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨並びにその名称、区域及び存続期間を公示しなければならない。 3 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。 4 指定猟法禁止区域内においては、指定猟法により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて当該許可に係る捕獲等を行う場合は、この限りでない。 5 環境大臣又は都道府県知事は、第十一項において準用する第九条第二項の申請があつたときは、当該申請に係る捕獲等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならない。 一 指定猟法による捕獲等によって鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。 二 指定猟法による捕獲等によって生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。 6 環境大臣又は都道府県知事は、第四項の許可をする場合において、鳥獣の保護又は生態系の保護のため必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。 7 第四項の許可を受けた者は、その者が第十一項において読み替えて準用する第九条第七項の指定猟法許可証(以下単に「指定猟法許可証」という。)を亡失し、又は指定猟法許可証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、指定猟法許可証の再交付を受けることができる。 8 第四項の許可を受けた者は、指定猟法により鳥獣の捕獲等を行うときは、指定猟法許可証を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。 9 第四項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、環境省令で定めるところにより、指定猟法許可証(第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した指定猟法許可証)を、環境大臣又は都道府県知事に返納しなければならない。 一 第十一項の規定により読み替えて準用する第十条第二項の規定により許可が取り消されたとき。 二 第十一項の規定により準用する第九条第四項の規定により定められた有効期間が満了したとき。 三 第七項の規定により指定猟法許可証の再交付を受けた後において亡失した指定猟法許可証を発見し、又は回復したとき。 10 環境大臣又は都道府県知事は、第四項の規定に違反し、又は第六項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。 一 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	資料番号	3 9	担当課	自然保護課
			1 5 4	許認可等の内容		指定猟法禁止区域内における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可
<p>二 生態系の保護のため必要があると認めるとき。</p> <p>1 1 第九条第二項、第四項及び第七項の規定は第四項の許可について、第十条第二項の規定は第四項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第九条第七項中「許可証」とあるのは「指定猟法許可証」と、第十条第二項中「前項各号」とあるのは「第十五条第十項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>1 2 第一項の規定により都道府県知事が指定する指定猟法禁止区域の全部又は一部について同項の規定により環境大臣が指定する指定猟法禁止区域が指定されたときは、当該都道府県知事が指定する当該指定猟法禁止区域は、第二項及び第三項の規定にかかわらず、それぞれ、その指定が解除され、又は環境大臣が指定する当該指定猟法禁止区域と重複する区域以外の区域に変更されたものとみなす。</p> <p>1 3 環境大臣又は都道府県知事は、指定猟法禁止区域の指定をしたときは、当該指定猟法禁止区域の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。</p> <p>1 4 前項の標識に関し必要な事項は、環境省令で定める。ただし、都道府県知事が設置する標識の寸法は、この項本文の環境省令の定めるところを参酌して、都道府県の条例で定める。</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則 (指定猟法の許可の申請等)</p> <p>第十五条 法第十五条第四項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <p>一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日 二 指定猟法の種類 三 前号の指定猟法によらなければならない理由 四 捕獲等をしようとする目的、期間及び区域 五 捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量 六 学術研究を目的として、捕獲等をしようとする場合にあっては、研究の事項及び方法</p> <p>2 前項の申請書には、捕獲等をしようとする区域を明らかにした図面を添えなければならない。環境大臣又は都道府県知事は、第一項の申請をしようとする者に対し同項の申請書及び前項の図面のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>4 法第十五条第十一項において読み替えて準用する法第九条第七項の指定猟法許可証の様式は、様式第三のとおりとする。</p> <p>5 法第十五条第七項の規定による指定猟法許可証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。</p> <p>一 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日 二 指定猟法許可証の番号及び交付年月日 三 指定猟法許可証を亡失し、又は指定猟法許可証が滅失した事情</p> <p>6 指定猟法許可証の交付を受けた者は、その氏名又は住所を変更したときは、二週間以内にその旨を交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>7 指定猟法許可証の交付を受けた者は、これを亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第五項の申請をした場合は、この限りでない。</p> <p>8 指定猟法許可証は、法第十五条第九項第一号又は第二号に該当することとなった場合はその日から起算して三十日を経過する日までの間に、同項第三号に該当することとなった場合は速やかに、交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に返納しなければならない。</p>						

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	3 9	担当課	自然保護課
法令名	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	根拠条項	15 4	許認可等の内容	指定猟法禁止区域内における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可	
(指定猟法禁止区域の標識) 第十六条 法第十五条第十四項の指定猟法禁止区域の標識に関し必要な事項は、様式第四のとおりとする。						